

地域ぐるみで防災に取り組もう

自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識を持って、次のような防災活動を行うために自主的に結成する団体のことです。

自主防災組織の活動

平常時

災害時に効果的な活動ができるよう、避難訓練や備蓄などの必要な災害への備えを行います。避難訓練を企画し、住民への参加を呼び掛け実施します。訓練の際にはハザードマップの活用が浸透するよう住民へ周知することも重要です。早期立退き避難が必要な区域の住民に対しては、年に1度以上の避難訓練を実施するなど防災に関する正しい知識を共有します。各家庭でも災害に備え、自主防災組織への積極的な参加を促します。

防災訓練の実施



日ごろからの声掛け (要配慮者の把握など)



防災資機材の整備



災害時

自主防災組織は初動対応以降も復旧・復興に向けて、他団体と連携しながら、継続的な活動が求められ、災害時の活動においては、自身および家族の安全確保を前提として活動します。

隣近所の安否確認



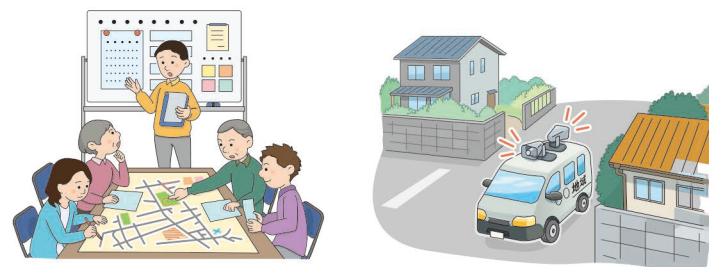
隣近所に声を掛け合い、要配慮者への早めの避難を促す

避難誘導



避難するときは、2人以上で行動する

情報収集・伝達



要配慮者への情報伝達方法も記載しておく

隣近所の人と協力し合えば、大きな力が発揮できます。災害の際に被害を軽減し、安全・安心を確保するため、地域の皆さんで自主防災組織をつくりましょう。町は自主防災活動を支援しています。自治会で自主防災活動を行いたい、組織を結成したい、防災訓練を実施したい等の相談がありましたら総務課 防災係 ☎0285-56-9115 にお問い合わせください。

避難の種類

立退き避難

「立退き避難」とは、災害の危険がある場所にいる人が、自宅や施設にとどまると命が脅かされるおそれがあるため、安全な場所へ移動することをいいます。これは、災害時に最も基本となる大切な行動です。避難先は、必ずしも指定された避難所である必要はありません。親戚や知人宅、ホテルや旅館など、安心して過ごせる場所も避難先として利用できます。いざというときにあわてないように、複数の避難先をあらかじめ考えておくことが大切です。

避難所

自宅の被害が想定され生活できない場合、自宅の周囲に不安がある場合などは避難所へ避難しましょう。食料や感染症対策に関する物品を必ず持参しましょう。

親戚・知人宅

災害の危険性がない、安全な地域にある親戚や知人宅へ避難しましょう。日ごろから連絡をとって確認しておきましょう。

ホテル・旅館

災害の危険性がない、安全な地域にあるホテルや旅館へ避難しましょう。通常の宿泊料が必要なので、事前に予約・確認しましょう。

屋内安全確保(垂直避難)

「屋内安全確保」とは、洪水の際に、外に出て指定された避難場所等へ向かうのではなく、自宅や施設の上層階に移動することで、計画的に身の安全を確保する行動です。ハザードマップ等で想定される浸水の深さを事前に確認したうえで、以下の3つの条件に当てはまる場合に、住民の皆さん自らの判断で選ぶことができます。

1 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると・・・)

水の流れが速いと、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られると家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

2 浸水深より居室は高い

5.0m以上	
3.0m~5.0m未満	
0.5m~3.0m未満	
0.5m未満	

屋内安全確保を可能にする「3つの条件」



想定最大浸水深

※浸水の深さや建物の高さによっては、2階以上に避難
※山や崖から離れた部屋へ垂直方向に避難
※自宅で安全が確保できることがわかっている場合でも、より安全な上層階へ

緊急安全確保

「緊急安全確保」とは災害の危険が迫っているにもかかわらず、「立退き避難」が間に合わなかった場合に、命を守るためにとる“最後の手段”の行動です。洪水や土砂災害等がすでに発生している、または今すぐ発生してもおかしくないほど切迫した状況のとき、指定の避難所へ移動することがかえって危険になることがあります。そのような場合に、今いる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動することが「緊急安全確保」です。ただし、この行動はあくまで「次善の策」であり、行ったからといって必ずしも安全が確保されるわけではありません。安全な場所へ早めに「立退き避難」することが重要です。

緊急安全確保の行動例



より高い階や浸水しにくい場所に移動

近隣の建物の上階へ移動

